

国立公園における協働型運営体制のあり方検討会 設置要綱

(目的)

第1条 国立公園における協働型運営の推進を図るために必要な助言を得るため、有識者による「国立公園における協働型運営体制のあり方検討会」(以下、「検討会」とする。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は国立公園において、その運営を担う関係者が円滑に協働できる体制の構築を推進するために、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 国立公園において協働型による運営が特に求められる事項
 - (2) 国立公園における協働型運営のために望ましい体制
 - (3) 国立公園における協働型運営体制の推進に必要な施策
 - (4) 国立公園における協働型運営体制の推進に必要な制度
 - (5) その他、国立公園における協働型運営体制の推進に必要な事項
- ※23年度は、(1)及び(2)を中心に検討する。

(構成)

第3条 検討会は環境省から依頼された有識者をもって構成する。

(運営)

第4条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から座長代理を指名することとする。
- 5 検討会は、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省より委託された財団法人国立公園協会が務める。

(その他)

第6条 上記の定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。